

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業さぬき南部地区（寒川・長尾ほ場整備（力石2工区））の換地計画を定めた。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成30年1月19日から同年2月8日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

香川県知事 浜 田 恵 造